

贈与税納税猶予適格者証明について

倉敷市農業委員会

1 農地等の贈与税納税猶予制度について

この制度は農業を営んでいた個人が、生前にその推定相続人の一人に農地等を一括して贈与した場合に、その贈与税の納税について、贈与者又は受贈者の死亡の時まで猶予する制度です。納税猶予を受けようとする受贈者は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、納税地の所轄の税務署長に申告書と所定の添付書類を提出し、担保を提供する必要があります。

納税猶予額は贈与者が死亡した場合や受贈者が贈与者より先に死亡した場合は免除されますが、免除になる前にこの特例を受けた農地等を他人に譲渡したり、受贈者が農業経営を廃止したり、農地以外に転用した場合には、納税猶予に係る期限が確定し、税額猶予を受けている贈与税額の全部または一部の額と申告期限からの利子税を納付しなければなりません。(納付期限を経過した場合には、延滞税も必要になります。)

また特例適用を受けた農地等の面積の20%を超える面積を譲渡等した場合(1)は、納税猶予の全部が打ち切りになります。ただし、平成21年の農地法の改正により営農困難時貸付け(2)は納税猶予の確定事由となりません。

1 収用交換、常時従事する農業生産法人への現物出資等の場合は、猶予税額の全額ではなく、譲渡等に見合う猶予税額と利子の額を納税すればよい。

2 営農困難時貸付けについては農業経営基盤強化促進法による貸付けを行うことができます。(ただし、市街化区域内農地で農業経営基盤強化促進法による貸付けができない場合には、農地法第3条等による貸付けを行うことができます。)

なお、営農困難時貸付けの適用対象者は、相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、納税猶予適用後に次のいずれかの身体障がい等を負うことにより、営農を継続することが困難な状態になった者です。

精神障がい者保健福祉手帳(障がい等級が1級のもの)の交付

身体障がい者手帳(身体上の障害の程度が1級または2級のもの)の交付

介護保険制度の被保険者証(要介護状態区分が5)の交付

2 贈与税納税猶予の特例が受けられる人

(1) 贈与者の要件

贈与の日まで3年以上引き続いて農業経営を行っていた個人で、次の表に掲げる場合に該当しない人。

1	贈与をした日の属する年(「対象年」といいます。)の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき (注)過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者のすべての推定相続人がこの特例を受けられないこととなります。)
2	対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合

(2) 受贈者の要件

下記の ~ までのすべての要件を満たしており、農業委員会が証明した個人であること。

贈与者の推定相続人のうちの一人であること。

贈与により農地等を取得した日の年齢が18歳以上であること。

贈与を受ける日まで引き続き3年以上の農業従事の実績があること。

受贈後、その農地等で速やかに農業経営を行うと認められること。

(注) 贈与を受けた農地等について、この特例を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

(3) 特例の対象となる農地等の贈与

贈与者の農業の用に供している農地等のうち、「農地の全部」、「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

(注) 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地または準農地のうち、相続時精算課税の適用を受けたものがある場合には、贈与しなければならない採草放牧地または準農地の面積が上記と異なりますので、くわしくは税務署におたずねください。

贈与税の納税猶予に関する適格者証明願 添付書類

	提出部数
1 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願	2部
2 固定資産税評価証明書（写し可）	1部
3 受贈者が贈与者の推定相続人であることが確認できる戸籍謄（抄）本 （写し可）	1部
4 特例適用農地の所在が確認できる図面	
位置図	2枚
公図 地籍図（国土調査実施地区）または 切絵図（国土調査未実施地区）	2枚
5 その他参考資料	

贈与税の納税猶予に関する適格者証明願の提出は毎月22日が〆切（22日が土日及び祝日の場合は翌始業日）です。毎月22日までに提出された書類は翌月の農地部会において可否を審議，決定をします。なお農地の贈与については農地法第3条に規定される許可申請があらかじめ必要です。

（ 受付締切日は変更になることがありますので，事務局にご確認ください。）

【お問い合わせは】	倉敷市農業委員会	本	庁	086-426-3895
		児	島 駐 在	086-473-4374
		玉	島 駐 在	086-522-8126
		真	備 駐 在	086-698-5042
		庄	支所産業建設係	086-462-1212
		茶	屋町支所産業建設係	086-428-0001
		船	穂支所産業係	086-552-5110

(説明・記載要領)

贈与税の納税猶予適格者証明書

この証明書は、農地等の生前一括贈与を受けた人が、贈与税の納税猶予の特例を受ける場合の贈与者及び受贈者が適格要件に該当する旨の証明書です。

この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要事項を記載して申請します。

1 証明願の手続

(1) この証明願は、贈与税の納税猶予の特例を受けようとする人が、贈与により取得した農地及び採草放牧地の所在地の市町村の農業委員会に提出します。

(注) その市町村に農業委員会が設置されていない場合には、その農地等の所在地の市町村長に提出します。

(2) 証明願は、税務署提出用及び農業委員会控用として2部提出してください。

(3) 準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明を受け、その証明書の写し1部を、この証明願に添付してください。

なお、この証明願を提出する時までには、準農地の証明が受けられない場合には、準農地の証明はあとから提出してさしつかえありません。

2 証明願の記載要領

(1) 「1 農地等の贈与者」欄

この欄には、この特例を受ける人が、次により農地等の贈与者について該当する事項を記載します。

イ 「職業」欄は、贈与者の贈与時における職業を「専業農業」、「兼業農業」、「無職」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「販売業」、「農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「農業を営んでいた期間」は、「農業開始の年月が正確にわからないときは、例えば昭和30年以前という程度の記載でさしつかえありません。

ハ 「贈与者が農業経営者でない場合」欄は、次により記載します。

(注) 贈与者が農業経営主である場合には、この欄の「農業経営者の氏名」欄に斜線を引いてください。

(イ) 「農業経営者の氏名」欄は、特例の適用を受けようとする農地等の贈与時において、贈与者が農業経営者でない場合に、その農業経営者の氏名を記載します。

(ロ) 「農業経営者と贈与者との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、上記(イ)の農業経営者が贈与者と生計を同一にしている場合には「同居」を、贈与者と生計を別にしている場合には「別居」を、それぞれで囲みます。

(2) 「2 農地等の受贈者」欄

この欄は、この特例を受ける農地等の受贈者について、次により該当する事項を記載します。

なお、農業委員会において受贈者が贈与者の推定相続人に該当すること及び農地等の贈与を受けた日において年齢が18歳以上であることを確認するため必要ですから、戸籍の謄本又は抄本を呈示してください。

イ 「職業」欄には、受贈者のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「販売業」、「農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「贈与時における贈与者との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、贈与者と生計を同一にしていた場合には「同居」を、贈与者と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれで囲みます。

ハ 「農業に従事していた期間」欄は、受贈者が贈与の日まで引き続いて農業に専従又は兼従していた期間を記載します。この場合、農業関係学校に在学していた期間も通算されます。

ニ 「農地等の贈与を受けた年月日」欄は、原則として農地法第3条の許可年月日を記載します。ただし、贈与契約日において農地法第3条の許可後に贈与する旨の特約が付されているときは、その特約により贈与を受けた日を記載します。

ホ 「その他参考事項」欄には、「農地等の受贈者」欄の記載に関連し、必要な参考事項を記載します。

なお、この特例の適用を受けるために他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記載してください。

(3) 別表「特例適用農地等の明細書」

この明細書には、この特例の適用を受けようとする農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載します。

イ 「田、畑、採草放牧地又は準農地の別」欄は、特例の適用を受けようとする土地について、贈与を受けた日の現況に応じ、田、畑、又は採草放牧地の順に記載します。

なお、参考のために準農地についても採草放牧地の次に記載してください。

ロ 「登記簿上の地目」欄は、登記簿上の地目を記載するほか、他人から借受けて農業の用に供している農地については、耕作権（採草放牧地の場合には賃借権）と記載します。

ハ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。

ニ 「市街化区域内外の別」の「内・外」欄は、特例の適用を受けようとする土地が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する場合は「内」を、それ以外の区域の場合は、「外」を、それぞれで囲んでください。

なお租税特別措置法第70条の4第2項第3号のイ、ロ、ハに掲げる区域内に所在する農地又は、採草放牧地については、この特例の適用対象となる農地、採草放牧地である旨を証する市長等の証明書の写し一部を添付してください。

ホ 「 」印のついている欄は、記載する必要がありません。

(注1) 次に掲げる農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないでください。

贈与者が、その所有する農地について農業経営基盤強化促進法第27条の2の第1項の規定による通知を受け、かつ、同条第2項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合（当該期限が当該贈与者の農地の贈与の日前に到来する場合に限り、農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。）における当該通知に係る農地

贈与者に対し、その所有する農地について当該贈与者の農地の贈与の日前に農業経営基盤強化促進法第27条の3第2項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地

また、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（昭和50年11月4日付け直資2-224，直審5-32，徴官2-65 国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。））の記の70の4-7により贈与をした者を措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の70の4-12の2により次に掲げる農地も、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないでください。

贈与者が独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定の基づく経営移譲年金（以下「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下「特例付加年金」という。）の支給を受けるため、当該贈与の日前に、当該贈与者の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を委譲していた場合において、当該親族が、当該農地について農業経営基盤強化促進法第27条の2第1項の規定による通知を受け、かつ、同条第2項の期限内に同項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合（当該期限が当該贈与者の農地の贈与の日前に到来する場合に限り、農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項に規定する事由により当該計画を届け出なかった場合を除く。）における当該通知に係る農地

贈与者が、経営移譲年金又は特例付加年金の支給を受けるため、当該贈与の日前に、当該贈与者の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を委譲していた場合において、当該親族に対し、当該農地について当該贈与者の農地の贈与の日前に農業経営基盤強化促進法第27条の3第2項の規定による通知があった場合における当該通知に係る農地

(注2) (注1)のうち、農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項に規定する事由により農業経営基盤強化促進法第27条の2第2項の農業上の利用に関する計画を届け出なかった場合において、同条第1項の規定による通知に係る農地についてこの適用を受けようとするときは、農業経営基盤強化促進法施行規則第28条第1項の規定に基づき当該農地の所在地の市町村長が当該計画の届出を要しないことにつき正当な理由があることを確認したことについて、これを証する書類の写し1部を添付してください。